

公 示

次のとおり、「令和7年度化学物質環境リスク初期評価が対象とする化学物質の物性、曝露評価、生態有害性に関する情報収集及び全排出事業所由来の環境中濃度解析業務」に係る公募（入札可能性調査）を行います。

令和7年5月21日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

1. 公募概要

本件は、令和7年度化学物質環境リスク初期評価が対象とする化学物質の物性、曝露評価、生態有害性に関する情報収集及び全排出事業所由来の環境中濃度解析業務の請負者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について調査を実施するものです。

つきましては、下記2. 業務概要、3. 応募要件及び別添仕様書案に記載する応募要件・業務内容等において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の請負者決定に当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、4. 登録内容について別添登録票を記入の上、6. 提出先までご提出をお願いします。

公募期間：令和7年5月21日～令和7年6月11日

2. 業務概要

（1）事業名

令和7年度化学物質環境リスク初期評価が対象とする化学物質の物性、曝露評価、生態有害性に関する情報収集及び全排出事業所由来の環境中濃度解析業務

（2）業務内容

別添「仕様書（案）」のとおりに従います。

（3）履行期間

令和7年7月1日（予定（※））～令和8年3月31日

※契約締結については、環境省の承認が必要となるため。

3. 応募要件

（1）基本的要件

- ①令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- ②国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ③国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- ④契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤別紙において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。

（2）技術力、業務執行体制、業務実績に関する要件

- ①令和7年6月11日から遡って5年以内に、化学物質の環境リスク評価に関する業務実績を有すること。
- ②別紙仕様書（案）を参照の上、本業務の実施体制を示すこと。

4. 登録内容

- (1) 事業者名
- (2) 連絡先（住所、TEL、FAX、E-mail、担当者名）
- (3) 全省庁統一資格の写し及び本公示3. (2) ①②に記載する要件を満たすことを証明する書類（別添登録用紙に添付すること。）

要件の 番号	提出書類
①	契約書等（仕様書含む）の写し。ただし、電子メールは実績を示す書類とはなりません。なお、個人名等、開示が不適切な情報は必要に応じてマスキングしてください。
②	業務実施体制を体制図及び文章により示してください。なお、様式や枚数は不問としますが、弊所が内容を把握できるよう十分な記載をしてください。

5. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ提出書類について聴取、または追加種類の提出をお願いする場合があります。その結果、本公示3. に記載する要件を満たさないと弊所が判断する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、一般競争入札を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は研究所内で閲覧しますが、事業者に断りなく研究所外に配布することはありません。
- ・提出された情報、資料は返却いたしません。
- ・当該調査により応募者が2者以上となる場合、一般競争入札（総合評価落札方式）を実施します。
- ・3. (1) ①の資格の認定を受けていなくとも、登録票を提出いただくことは可能ですが、一般競争入札を実施することとなった場合に入札書等を提出するためには、入札書等の提出時まで当該資格の認定を受ける必要があります。

6. 提出先

持参・郵送又はE-mail（chotatsu@nies.go.jp）にてご提出願います。なお、個人情報漏えい防止のため、郵送の場合は簡易書留又は特定記録にて送付、E-mailの場合は、パスワード等により情報の保護を実施してください。

【提出先】〒305-8506 茨城県つくば市小野川 16-2

国立研究開発法人国立環境研究所総務部会計課契約第一係 担当 山田

※提出期限：令和7年6月11日 16時00分まで

複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（総合評価落札方式）を実施することがあります。

<問い合わせ先>

〒305-8506 茨城県つくば市小野川 16-2

国立研究開発法人国立環境研究所

総務部会計課契約第一係

TEL 029-850-2775

担当 山田

(別 添)

令和 年 月 日

「令和7年度化学物質環境リスク初期評価が対象とする化学物質の物性、曝露評価、生態有害性に関する情報収集及び全排出事業所由来の環境中濃度解析業務」に係る入札可能性調査
登録用紙

事業者名

住 所 : _____

商号又は名称 : _____

代 表 者 氏 名 : _____

連絡先

住所（上記と異なる場合）：

T E L：

E-mail：

担当者名：

応募要件を証する書類

添付のとおり

公募要領に示された業務内容、応募要件等について熟読し、承知の上、登録致します。

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、登録用紙の提出をもって誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の貴所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

（参考）国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第2章 一般競争契約

（一般競争に参加させることができない者）

第5条 契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規程による一般競争に参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- （1） 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- （5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- （6） 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。